

第八章 教育

明治維新の偉業成るや明治大帝は教育に英意御心を注がせられ、明治五年全國に學制を發布あらせられしかば、各地に小學校の設立を見るこゝとなり、國內教育事業普及の端をなしてより、既に五十有餘年を経て今日の隆盛を見るに至れるものなるが、教育令の發布以前は固より、其の後に於ても幾多の變遷を重ねたるものなり。されば先づ教育令發布以前より今日に至るまでの教育事業の變遷に就いて記さん。

教育事業の沿革

明治維新前即ち徳川時代に於ける村内の教育状態に就ては、今詳かに之を知る能はずも、當時國內一般の状態を見るに、三百年間の泰平打ち續きしかば、文教大いに興り、従つて子弟の教育に就いても稍意を用ひたりも、當時は國民の階級制度厳しく、ために教育は専ら士族階級に於てのみ必要せられ、他の一般國民の子弟の教育に就いては殆んど閑却せられ、殊に其の弊風は農村に於て最も甚だかりき。されば當時に於ける村内の教育状態は、今日

よりすれば殆んど謂ふに足らざる寺小屋式に依つて、僅かに村の先覺者に於て村内兒童の教養の任に當り、以て讀書算數の術を授くるに過ぎず、極めて單純幼稚なるものなりしは古老の言に依るも略推察し得らるべし。然れども斯くの如きは獨り本村のみならず、廣く全國を通じての常態なりしかば、敢て異をなすに足らず、むしろ村としては當然のこゝなりしなるべし。

尋いで明治五年八月布告第二百十四號を以て學制を發布せられしかば、漸次各地に小學校の新設を見るこゝはなりぬ。而して本村即ち津守新田にありても、同八年十月十五日に至りて、村内宇東島に第二中學第六區一小區八番小學校なるもの創設せらる。是れ本村に於ける小學校の嚆矢なりとす。而して當時は小學を上等下等の二等に分ち、更に各等を夫々八級に分ち、毎級の修業期間を六ヶ月とす、各四年を以て卒業する事とせり。然れども當時は未だ教育思想の普及せざりし時代なれば、就學兒童數も極めて少なく、學校の設備も極めて單純幼稚なるものにして、而かも上等小學は一小區一校のみなりしかば、勿論八番小學校は下等小學のみなりしなり。尋いで同十二年三月番組廢止せられしかば、校名を津守小學と改稱し、更に同十五年二月小學校則の改正をなし、小學を分ちて初等、中等、高等の三等とす、初等、中等は各修業年限を三ヶ年とし、高等を二ヶ年とし、各等を通じて八ヶ年と定めらる。尙ほ各等を夫々級に分ち、各級の修業期間を六ヶ月とす事、從來と變る所なかりき。茲に於て津守小學を津守小學校と改め、初等、中等の二等を置く事となせり。更に間もなく同十七年六月には津守新田が、勝間村と共に第二戸長役場

の管理區域に指定せらるゝこと、なれるを以て、同時に津守小學校を廢して、玉津小學校の分校とせらる。續いて同十九年四月勅令を以て、小學校令の公布あり、茲に小學校を分ちて高等尋常の二等となし、兒童は六年より十四年までを學齡兒童となし、父母又は後見人は學齡兒童をして普通教育を受けしむるの義務あるものと定めらる。然れども同時に土地の事情に依りては、便宜小學簡易科を設けて、修業期間を三年となし、尋常小學校に代らしむることを得るものとせり。されば同二十年四月より玉津小學校を簡易科に改め、以て玉津簡易小學校と改稱せり。

斯くて同二十二年町村制の實施せられて、津守新田が木津川西岸の諸新田と共に、川南村の一大字となりしため、校名を川南村津守簡易小學校と改めらる。然るに同二十三年十月再び小學校令の公布あり、茲に初めて完全なる義務教育令敷かるゝこととなり、簡易科を廢せられしかば、木村亦當然簡易科を廢して、尋常小學校を置くべき筈なりしも、村内の事情は之を許さざりしを以て、其の儘簡易科を存置して、同二十六年一月始めて津守尋常小學校と改め、爾後同三十五年、四十二年及び大正五年に校舎の増改築を行ひ、尙ほ四十二年には小學校令の改正と共に、尋常科を六ヶ年に改め、更に大正七年には從來惠美第一、泉尾等の高等小學校に委託せし高等科を併置し、同時に校名を津守尋常高等小學校と改む。

更に本村は既に記せし如く、其の地形南北に長く、其の延長實に一里八町餘に及び、一村一校のみを以てしては兒童の通學上頗ぶる不便なるものあり、ために南部の兒童中には隣村粉濱村長尾尋常高等小學校に通學する者多かりしかば、大正十一年四月には宇南島に分教場を設けて、南部兒童の通學の便を圖ることとなし、同十三年四月には増築校舎落成せしを以て、茲に分教場を獨立して第二尋常小學校と改め、同時に本校を第一尋常高等小學校とせり。尋いで同十四年には北部兒童の通學の便を圖るため、宇北島の地に第三尋常小學校新築の計畫を樹て、之が工事に着手せんとして、同年四月一日大阪市に編入せらるゝに至りしかば、編入後に於て之が完成を見たり。斯の如く本村は近時教育の施設を擴張し、以て村内兒童の就學の便を圖る事とせしかば、他の附近の町村が動もすれば、設備の不備なるがために、多大の不便を感じつゝあるに比せんが、其の間著しき相違ありとなさざるべからず。更に又之を三十年前の本村が始めて獨立せし當時に比較するも、全く隔世の感なくんばあるべからず。

教 育 費

次に本村の教育費に就いて見るに、本村が純農村にして村の財政未だ極めて貧弱なりし時代には、教育費も極めて僅少なるものなりしが、近年戸口の増加に伴ひ、且つは一般物價の騰貴と共に、之が經費は年々に増大し、今や經費のみにても四萬三千四百餘圓の多きに達せり。尙ほ左に教育費に關する統計を示さん

| 年次 | 村費總額 | 教育費總額 | 町村費に對する教育費の歩合 | 兒童一人に對する教育費の金額 |
|--------|--------------------|--------------------|---------------|----------------|
| 大正四年度 | 二六、七五 ^四 | 四、一〇一 ^四 | 〇、一五 | 八圓三〇 |
| 大正八年度 | 六〇、〇五〇 | 一一、三六 | 〇、二五 | 一五、九 |
| 大正十年度 | 八二、三三 | 二〇、七四 | 〇、二五 | 二三、五 |
| 大正十一年度 | 一〇〇、四六七 | 三三、九三 | 〇、三六 | 三三、五 |
| 大正十二年度 | 二九、三七 | 六、九六 | 〇、三六 | 元、六 |
| 大正十三年度 | 二八、八〇 | 四、四六 | 〇、三六 | 四、五 |

在學兒童並に學級其他

大正四年度以降に於ける村内小學校の在籍兒童數並に學級數其他に就いて記さん

| 年次 | 兒童數 | | | 學級數 | 入學者 | 卒業者 |
|------|-----|----|----|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | 計 | | | |
| 大正四年 | 二五 | 一八 | 四三 | 八 | 三五 | 元 |

| | | | | | | |
|-------|----|----|----|---|----|----|
| 同 七年 | 三七 | 二六 | 六三 | 三 | 六 | 六 |
| 同 九年 | 三九 | 三〇 | 六九 | 三 | 一七 | 七 |
| 同 十年 | 四四 | 三三 | 七九 | 四 | 一八 | 九 |
| 同 十一年 | 四八 | 三三 | 八一 | 一 | 一八 | 七 |
| 同 十二年 | 四四 | 三九 | 八六 | 一 | 一四 | 一〇 |

津守裁縫學校

由來本村は村内居住の兒童にして義務教育修了後大阪市立裁縫女學校、又は手藝女學校等に通學するものあり、大正八九年の頃には十數名の多きに及び、而かも本村は其の位置大阪市に接續せるも、地形南北に長きため市内の學校に通學するは、其の距離遠きが上に、途中妙齡の子女の通學に不安なる点少なからざりしかば、茲に村當局並に教育關係者は、本村小學校内に裁縫學校を設けて、之等の者の便宜を圖る計畫を樹て、大正九年四月村會の決議を経て府知事の許可を仰ぐ事となり、同年六月十日之が許可を得て、愈々村立裁縫學校を設立するこゝせり。

即ち同校の課程は修業年限を三ヶ年とし、修身、國語、算術、裁縫、家事を必修教課目とし、生花、點茶を隨意課

目ミなし、以て義務教育修了後、高等女學校に入學せざる子女にして、家事裁縫を學ばんとする子女を收容することせり。又同時に別に研究科をも併置して、希望者は更に之を收容するものミなし、校長は小學校長をして之を兼ねしめ、外に教員三名を置き、内二名は小學校訓導の兼任とし、一名を専任せり。左に本校創立以降に於ける毎年の在學生徒數を示さん

| 年 次 | 一 年 | 二 年 | 三 年 | 研究科 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 大正十年 | 八 | 九 | 二 | 二 | 二一 |
| 同 十一年 | 四 | 七 | 八 | 二 | 二一 |
| 同 十二年 | 七 | 一〇 | 一〇 | 四 | 三一 |
| 同 十三年 | 四 | 五 | 九 | 二 | 二〇 |

斯くて本校は在籍者數敢て多しミなすにあらざれども、其の成績は大いに見るべきものあり、以て村内子女の教育上資する所多し。されば他の附近の諸町村が、多く男兒の實業補習教育を施さんとして、何れも失敗に終れるに反し獨り本村のみが女子の教育に重きを置き、而かも頗ぶる良好なる成績を挙げ、以て今日に至れるは大いに注目すべき所なりミなす。尙ほ本校の施設は裁縫教室一（二二坪五分）教科室一（二二坪五分）制菓教室一（一五坪）を有し、且つ大正十三年度に於ける本校の經費豫算額は千百六十圓なりミす。

津 守 青 年 團

國民の中堅ミして將來の國家社會を双肩に擔ふものは即ち青年なり、されば青年の精神の一張一弛は、實に國家社會の運命の消長に關する事極めて大なるものあり、故に青年思想の善導啓發は兒童の教育と共に、最も必要なるものにして、其の成績の如何は、直ちに其の地方の民風並に國民精神の緊張の度を察知し得らるべきなり。

而して今本村の青年團が、如何なる状態にあるかを釋ぬるに、津守青年團の創始は大正五年五月内務、文部兩大臣の青年團に對する訓令、並に同年九月大阪府の訓令發せられしかば、從來村内に青年會なるもの、各部落に存在せしを統一ある集團ミして、村長並に村内有志の後援の下に組織せられたるものなり。

本村の如く大阪市に接續して、逐年著しき住民の移動を見るべき土地にありては、青年團の成績を擧ぐるは頗ぶる困難なるところにして、動ミもすれば有名無實に終る場合少しミせず。然るに本村の青年團は其の指導宜敷きを得たるがために、常に青年の精神緊張して、其の成績頗ぶる顯著なるものあり、教育の補習、風紀の改善、体力の増進、精神の修養、公共事業の補助等大いに見るべきもの多し、而して編入當時に於ける團員の數は、二百四十五名にして團長には村長袖下徳三郎其の衝に當り、副團長には第一小學校訓導中慈治郎を推し、全團を更に五ヶ支部に分ち、夫々支部長を設けて團の統一を圖ることせり。因に大正十三年度に於ける本團に對する村費の補助金は四百圓なりき

至大なる影響を及ぼすものなれば、之が便否は最も刮目せらるべきなり。而して交通の要素は之を分ちて二方面より觀察する事を得、即ち一は靜的にして道路、航路、港灣、河川等を意味し、他は動的にして鐵道、軌道、船舶、車馬等の交通機關を指す。然れども本村は海に面せざるがために航路、港灣等全たく存せず、水運は専ら河川あるのみ、又は船舶車馬等は既に産業の項に於て述べたる所なれば、本章に於ては専ら河川、道路、橋梁、鐵道及び軌道等に就きて述ぶる事とせん。

河 川

本村は第二章に於て述べたるが如く西に木津川あり、東に十三間川の流るゝあり、ために水運の便は頗ぶる發達せり。こなすを得べし。而して木津川及び十三間川に就ては既に詳述したる所なれば、今は之を略するも、木津川は水量多く、幅員亦大なれば、大小船舶の出入極めて便利なるがために、村の西部は四時船舶集して貨物の運漕に至便なり。されば村内の大工場は何れも専ら木津川の水運の便に依つて、此の地に設けられたるものなり。こなすを得べく、従つて近時村が工場地として急激なる發展を見たるは、一に木津川に依れり。こなすも敢て過言に非ざるなり。又東部の十三間川は夏季湯水の不便あれども、春秋冬の三季は小舟の航行頻繁にして、小貨物の運搬に利用せらる。更に村

の中央部には木津川運河土地株式會社の經營にかゝる、木津川より東方に長さ約百六十間幅十五間の運河あり、其の東端には更に南北に長さ約六百間、幅員同じく十五間の運河の開鑿せらるゝありて、船舶の出入に頗ぶる便利なり。然れども未だ運河の利用の充分に行はるゝに至らざるは、頗ぶる遺憾なり。こなすも、將來本村の地が更に工場地として一大發展を見る場合に於ては、運河も利用せられて益する所尠なからざるべし。斯の如く本村は其の交通の大部分は専ら水運の便に依れるものにして、現在の村の發展並に將來に於ける飛躍は、水運の便に負ふ所最も大いなるものなり。こなすざるべからず。

道 路 及 橋 梁

次に村内の道路に就いて見るに、本村は元來木津川下流の大坂灣に面する洲地の上に開拓せられたる新田なるがために、村内には古來より他の地方に通ずる著名なる街道なく、且つ從來農村なりしかば左程道路網の必要を感じざりしが上に、村内は土地概ね低濕なるを以て、道路の發達困難なるものあり、されば道路の延長も比較的短少なりしなり。然るに近時村内には工業の著しく勃興するに及び、人口漸次増加し、且つは貨物の運搬量も増加せしを以て、道路も次第に延長せらるゝに至れり。然れども村内の道路は今尙ほ國道の通ずるものなく、府道も僅かに宇西島より東

方玉出、天王寺等に通ずる道路の、村内に六町四十五間餘存するのみにして、他は悉く村道のみ。而して村道の延長は七千九百四十七間、之が坪數五千二十八坪に及ぶも、之を他の附近の町村に比較せんか、尙ほ面積に比し其の延長甚だ短少なりとなさざるべからず。

今村道中重なるものを舉ぐれば西部木津川の堤防に沿ふて南北に通ずるもの、及び東部十三間川の堤防に沿ふて南北に通ずる二線を最も主要なるものとなし、更に之を連絡して、村内を東西に通ずる數條の道路あり、其の最も主要なるもの前記府道の外に、宇鶴見橋より西沖の側に通ずるものあり。尙ほ村の中央部木津川運河土地株式會社の經營地に、稍完全なる道路の設けらるゝもの數條あり雖も、未だ充分に利用せらるゝに至らず。而かも村内の道路の幅員に就いて之を見るに、幅員三間以上にして自動車交通自由なる道路は極めて僅少に過ぎず、されば未だ道路の發達は充分なりとみなす能はざるなり。

更に橋梁は東部十三間川に架するもの數箇あり、更に北方七瀬川に架するもの一箇あり、何れも本村より大阪市及び今宮町、玉出町等に通ずるものなり。而して其の重なるもの萬歳橋、鶴見橋、中津橋、天津橋、長崎橋等にして延長は何れも六間乃至七間餘なりとす。次に村内の木津運河土地株式會社の開鑿せる運河に架せらるゝもの三箇あり其の名を入船橋、出汐橋、寶橋とす。其の他村内の池溝に架せらるゝ石橋、土橋等多數存すれども何れも延長僅かに一二間の小橋に過ぎざれば、一々之を記さず。又西部木津川は川幅大にして、而かも船舶の通行頻繁なれば、橋梁を架設する能はざるを以て、對岸との交通は専ら渡船に依つて之をなすこととせり。而して其の重なるもの落合上渡、落合下渡及び十番渡等とす。

鐵道及軌道

水運の便と共に最も必要なるものは鐵道並に軌道等の近代的交通機關の施設なりとす。而して今村内に於ける其の施設の状態を見るに、南海鐵道株式會社の營業路線たる高野鐵道の、汐見橋を發し村の北端より村内に入り、村の北半を経て東南今宮、玉出、住吉等を過ぎ堺及び河内に通ずるものあり。其の本村内に於ける延長十六町餘にして、其の間木津川及津守の二停車場を設けらる。殊に木津川驛は高野鐵道唯一の大規模なる貨物驛にして、其の位置宇上島なる木津川の沿岸にあり、木津川の水運の便と相俟つて、村内貨物の運搬に貢獻する所最も多し。次に阪堺電氣軌道株式會社の營業路線たる阪堺間の電鐵近く敷設せられんとするあり、即ち同線は大坂市難波芦原町より南方堺市に至る軌道にして、宇上島より村内に入り、南折して村の中央部を南北に貫き、敷津村を経て堺市の中央に至る豫定を以て目下之が敷設工事に着手せられつゝあれば、近く之が開通を見るに至るべく、若し本線にして完成せんか、從來稍不便なりし村内の陸上交通機關は、茲に完備する事となり、今尙ほ農村の域を脱せざる村の南部も、漸次發展するに至

るべし。且つは目下殆んど無用の長物視せられつゝある、運河も其の利用を増すに至るべきなり。尙ほ左に高野鐵道の沿革並に概要を記さん。

高野鐵道 は大阪市西區櫻川二丁目汐見橋停車場より、木村を経て今宮町に入り、玉出町を経て東成郡住吉、墨江等の諸村を過ぎ堺に至り、更に泉北郡及び南河内郡を貫き和歌山縣橋本町に於て省線(紀和線)橋本驛に連なり、更に高野山に至る延長三十一哩八分の私設鐵道にして、今は電車の運轉をなす。始め本線は明治二十七年九月堺橋鐵道と稱し、堺橋本間の鐵道敷設認可を受け、同二十九年株式會社を組織し、高野鐵道と改め、同三十一年一月堺東狹山間の運轉を開始したるを始めとして、間もなく同年三月には長野迄開通し、更に同三十二年七月堺汐見橋間の六哩餘の敷設認可を受け、直ちに之が工事に着手し、同三十三年九月之が開通を見るに至れり。是れ本村内に鐵道の開通したる始めにして、當時は本村内には木津川驛を設けしのみなりき。然るに其の後同四十年高野登山鐵道と改め、大正元年には電車の運轉を開始し、同四年には橋本迄全通し、後本村内に津守驛を新設し、更に大正十二年南海鐵道株式會社に合併せられ、且つ線路も漸次延長して今日に至れるものなり。

通信

本村は郵便は難波郵便局の集配管内に屬し、電信は天下茶屋郵便局の配達區域内に屬す。而して村内には大正十二年に宇鶴見橋に津守郵便局の無集配三等郵便局設けらるゝものあれば、通信上他町村に比して敢て不便なりとみなさず然れども村の形狀南北に長きため、村の南部の住民は他町村の郵便局を利用する者多し。

第十一章 衛生

衛生は人類生存の要素にして、而かも各人の健康發達を期するの術なれば、其の成績の如何は直ちに國家社會の盛衰に及ぼす影響や實に至大なるものあり。されば苟しくも之を等閑に附し去るべからざるは素より、常に深く心すべき事にして、殊に木村の如く大都市に接續せる土地にして、而かも年々に工場地として長足の發展を見るべき土地にありては、更に一層の考慮を廻らし以て衛生上の施設を完備せざるべからず。更に翻つて木村の位置、地勢其他四圍の狀況を衛生上の見地より觀察せんか、其の位置は大都市に接續し、而かも土地低濕にして附近の川は極めて不潔なるが上に、井水も水質不良なる等頗ぶる不利なる條件を備へ、殊に近年工場地として各所に工場を設けらるゝものあり、又大阪市内を始めとして周圍の土地何れも工場地を控へたるがために、空氣は著しく汚濁し、衛生状態の不良なるは免るべからざる所なり。されば村内の衛生上の施設は、寸時も之を等閑に附するが如き事あるべからず。而して村内の衛生施設に就いて記すべきは上水道、傳染病の豫防、塵芥の處分等を最も重要なものとす。